

宮住第 4 3 6 号

令和 7 年 9 月 1 日

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
会員各位

宇都宮市長 佐 藤 栄 一
(都市整備部住宅政策課扱)

令和 6 年改正住宅セーフティネット法の施行について (案内)

本市行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年改正住宅セーフティネット法が本年 10 月から施行され、居住支援法人等と大家が連携して入居中のサポートを行う「居住サポート住宅認定制度」が創設されるとともに、「終身建物賃貸借」が住宅ごとの認可から事業者としての認可・住宅の届出になるなど簡素化されますことから、別添のチラシのとおり案内いたします。

【問合せ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課

TEL : 028-632-2552

FAX : 028-639-0614

E-mail : u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp